

協議内容

1. B区間新川の堰嵩上げ高、濡筋について

- ・B区間蛇行河川の土砂浚渫工事を優先することにより、新川への流量は減少するので、嵩上げは当分行わない。浚渫後の蛇行河川が、自然営力によりどのように維持されるか、暫く様子を観察する（順応的管理方法に従う）。
- ・新川の濡筋は、新川左岸側に形成されることを期待する。そのために、中ノ島の突端地点（2WAYの交叉地点）に堆積した砂礫を残す（右下の写真地点）。



2. B区間蛇行河川の堆積土砂浚渫工事など

- ・河道中心線杭から、左右に掘削を行い概ね4m幅の河床を形成する。掘削深は、丁張りに記載してある数値（1.00m～1.20m）に従って行い、左岸・右岸の低水路勾配は、5分勾配（1：0.5）～1割5分（1：1.5）勾配に掘削を行い浚渫する。
- ・カルバート橋の上流左岸の被災護岸の応急処置については、用地の問題もあり現状の上に土嚢ネット（黒色）を積み上げる方式で、仮護岸工事を進める。



3. B区間「中ノ島」のキツネノカミソリ群落保全について

- ・現場視察により、工事等の工程管理上、浚渫より先んじて河道内の倒木・中ノ島の倒木・切り株の搬出作業をバックホウなどで実施する。

- ・バックホウなどの重機は、キツネノカミソリ群落がまばらな新川側から進入して、群落の攪乱が最小限になるように倒木・切り株搬出作業を行う。
- ・その為に、杉の枯木などは除伐を行うようにする。（現場進入時には、比企の川づくり協議会代表渡辺まで、電話連絡を入れる。協議会からは、立会人を派遣するよう態勢をとる。）

4. C・D区間新川の仮護岸工事について

- ・H26年度C・D区間の新川仮護岸は、洗掘・崩落防止のため仮護岸を行うが、現況地形を掘削し、設計上は概ねB区間新川と同等の川幅を確保する予定。
- ・また、左岸側から重機進入路確保のため、現在水系を張ってあ法線より1m河道側が、護岸の法肩となる予定。従って、左岸側に立木する杉、広葉樹などの樹木伐採も伴うことになる。
- ・一部重機、作業車の出入り口や、伐木の集積場となる空間（出入り口・仮置き場）が必要となるので、枯木・立木などの伐採も行われる予定。
- ・仮護岸工法は、冒頭の斎藤課長説明の通り。⇒（栗石+ネットの土のう積み）



C地区新川の計画法肩
(護岸の端場位置)
数本の樹木は伐採予定

5. A区間新川の堰切り下げ高について

- ・B区間計画見直し協議を行った時より、大幅に（基盤岩の）堰が低下している。基盤が脆い岩質であるため、年々洗掘を受けているので、現況高を把握しながら、モニタリングなどで追跡調査していく。



A地区新川の
基盤岩の堰
(洗掘による低下)

6. その他

- ・滑川町役場では、今年度より「道路・川クリーンキャンペーン」が行われる予定なので、町役場・住民協働のプロムナード計画（案）を、早期に策定するよう要望していく。
- ・今後、現地協議の際は、県土整備事務所⇒町役場建設課⇒土地改良区に連絡を入れて、参加要請を行うこと。

以 上